

静岡県市町村職員年金者連盟個人情報保護に関する規程細則

静岡県市町村職員年金者連盟個人情報保護に関する規程細則の全部を改正する。

(目的)

第1条 この細則は、静岡県市町村職員年金者連盟個人情報保護に関する規程(令和4年10月31日制定。以下「規程」という。)に基づき、静岡県市町村職員年金者連盟(以下「連盟」という。)が取り扱う個人情報を保護するため必要な事項を定めることを目的とする。

(個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者)

第2条 規程第3条に規定する個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 個人情報保護管理者 事務局長
- (2) 個人情報保護管理補助者 連盟参与

(個人情報保護管理者の責務)

第3条 個人情報保護管理者は、連盟における個人情報の保護に関する総合的な管理業務を担う。

- 2 個人情報保護管理者は、個人情報保護管理補助者を指揮監督する。
- 3 個人情報保護管理者は、個人情報の管理状況等を常に把握し、必要に応じ会長に報告する。

(個人情報保護管理補助者の責務)

第4条 個人情報保護管理補助者は、その所管する部署の個人情報の保護に関する管理業務を担う。

- 2 個人情報保護管理補助者は、個人情報保護管理者を補佐し、その所管する部署の個人情報を取り扱う職員等を指揮監督する。
- 3 個人情報保護管理補助者は、その所管する部署の個人情報の管理状況等を常に把握し、必要に応じ個人情報保護管理者に報告する。

(個人データの利用目的の特定)

第5条 規程第4条第1項に規定する利用目的(規程第21条第2号に規定する全ての保有個人データの利用目的を含む。)は、別紙1のとおりとする。

(個人情報の取扱い)

第6条 個人情報の保管、移送、廃棄等を行う場合は、記録を作成することとし、常にその所

在を明らかにしておくものとする。

2 個人情報を保管する場合は、鍵の掛かる保管庫に保管するものとする。

3 個人情報を保管する事務所等は、入退室管理を行うものとする。

(規程第 6 条第 2 項の規程細則で定める場合)

第 6 条の 2 規程第 6 条第 2 項第 6 号の規程細則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 本人を目視し、又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(2) 規程第 17 条第 1 項各号（規程第 32 条第 6 項の規定により読み替えて適用する場合及び規程第 33 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(委託)

第 7 条 規程第 13 条第 1 項の規定により委託契約書等に明記する必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 秘密保持義務
- (2) 目的外使用の禁止
- (3) 複写・複製の禁止
- (4) 第三者提供の禁止
- (5) 再委託における条件
- (6) 個人情報の授受の方法及び保管方法
- (7) 個人情報の管理責任者
- (8) 作業場所
- (9) 個人情報の管理状況に関する報告の義務
- (10) 事故等の発生時における報告の義務
- (11) 委託処理終了後の個人情報の返還、消去又は廃棄
- (12) 契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償
- (13) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項

(事態発生時の対応)

第 8 条 規程第 14 条第 3 項の規定により個人情報保護管理者が会長に報告する場合は、別紙 2 様式第 1 号による事態報告書により行うものとする。

(個人情報保護委員会に報告すべき事態)

第8条の2 規程第14条の2第1項本文の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして規程細則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(個人情報保護委員会への報告)

第8条の3 規程第14条の2第1項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

- (1) 概要
 - (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
 - (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
 - (4) 原因
 - (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (6) 本人への対応の実施状況
 - (7) 公表の実施状況
 - (8) 再発防止のための措置
 - (9) その他参考となる事項
- 2 前項の場合において、連盟は、当該事態を知った日から30日以内（当該事態が前条第3号に定めるものである場合にあっては、60日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 規程第 14 条の 2 第 1 項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。

(1) 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあっては、別紙 2 様式第 2 号による報告書を提出する方法）

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 147 条第 1 項の規定により、法第 26 条第 1 項の規定による権限の委任を受けた総務大臣に報告する場合 別紙 2 様式第 2 号による報告書を提出する方法（当該総務大臣が別に定める場合にあっては、その方法）

（本人に対する通知）

第 8 条の 4 連盟は、規程第 14 条の 2 第 2 項の規定による通知をする場合には、第 8 条の 2 各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、前条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 9 号に定める事項を通知しなければならない。

（第三者提供に係る事前の通知等）

第 8 条の 5 規程第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

(1) 第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

(2) 本人が規程第 16 条第 1 項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

2 規程第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

(1) 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

(2) 別紙 2 様式第 3 号（規程第 16 条第 2 項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行う場合にあっては、別紙 2 様式第 4 号）による届出書及び当該届出書に記載すべき

事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法

3 連盟が、代理人によって規程第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を行う場合には、別紙 2 様式第 5 号によるその権限を証する書面（電磁的記録を含む。第 8 条の 7 第 1 項、第 8 条の 8 第 2 項及び第 13 条の 6 を除き、以下同じ。）を個人情報保護委員会に提出しなければならない。

4 規程第 16 条第 1 項第 8 号の規程細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第三者に提供される個人データの更新の方法
- (2) 当該届出に係る個人データの第三者への提供を開始する予定日
(第三者提供に係る公表)

第 8 条の 6 連盟は、規程第 16 条第 1 項の規定による届出をし、法第 27 条第 4 項の規定による公表がされた後、速やかに、連盟ホームページへの掲載その他の適切な方法により、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を公表するものとする。

- (1) 規程第 16 条第 1 項の規定による届出を行った場合 同項各号に掲げる事項
- (2) 規程第 16 条第 2 項の規定による変更の届出を行った場合 変更後の同条第 1 項各号に掲げる事項
- (3) 規程第 16 条第 2 項の規定による個人データの提供をやめた旨の届出を行った場合 その旨
(外国にある第三者への提供に係る同意取得時の情報提供)

第 8 条の 7 規程第 18 条第 2 項又は規程第 20 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

2 規程第 18 条第 2 項又は規程第 20 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による情報の提供は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 当該外国の名称
- (2) 適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
- (3) 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報

3 前項の規定にかかわらず、連盟は、規程第 18 条第 1 項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、前項第 1 号に定める事項が特定できない場合には、同号及び同項第 2 号

に定める事項に代えて、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。

(1) 前項第1号に定める事項が特定できない旨及びその理由

(2) 前項第1号に定める事項に代わる本人に参考となるべき情報がある場合には、当該情報

- 4 第2項の規定にかかわらず、連盟は、規程第18条第1項の規定により本人の同意を得ようとする時点において、第2項第3号に定める事項について情報提供できない場合には、同号に定める事項に代えて、その旨及びその理由について情報提供しなければならない。

(外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置等)

第8条の8 規程第18条第3項(規程第20条の2第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による外国にある第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその内容を、適切かつ合理的な方法により、定期的に確認すること。

(2) 当該第三者による相当措置の実施に支障が生じたときは、必要かつ適切な措置を講ずるとともに、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、個人データ(規程第20条の2第2項において読み替えて準用する場合にあつては、個人関連情報)の当該第三者への提供を停止すること。

- 2 規程第18条第3項の規定により情報を提供する方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他の適切な方法とする。

- 3 規程第18条第3項の規定による求めを受けたときは、本人に対し、遅滞なく、次に掲げる事項について情報提供しなければならない。ただし、情報提供することにより連盟の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、その全部又は一部を提供しないことができる。

(1) 当該第三者による規程第18条第1項に規定する体制の整備の方法

(2) 当該第三者が実施する相当措置の概要

(3) 第1項第1号の規定による確認の頻度及び方法

(4) 当該外国の名称

(5) 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要

(6) 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要

(7) 前号の支障に関して第1項第2号の規定により連盟が講ずる措置の概要

4 連盟は、規程第18条第3項の規定による求めに係る情報の全部又は一部について提供しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5 連盟は、前項の規定により、本人から求められた情報の全部又は一部について提供しない旨を通知する場合には、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(第三者提供に係る記録の作成)

第9条 規程第19条第1項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

2 規程第19条第1項の記録は、個人データを第三者（同項に規定する第三者をいう。以下この条、次条、第11条から第12条の2まで、第13条の3及び第13条の4において同じ。）に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供（規程第16条第1項の規定による提供を除く。以下この項において同じ。）したとき、又は当該第三者に対し個人データを継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、規程第15条又は規程第18条第1項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人データを第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって規程第19条第1項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供に係る記録事項)

第9条の2 規程第19条第1項の規程細則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 規程第16条第1項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 当該個人データを提供した年月日

ロ 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。第13条の4第1項第3号において同じ。）の氏名（不特定かつ多数の者に対して提供したと

きは、その旨)

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

(2) 規程第 15 条又は規程第 18 条第 1 項の規定により個人データを第三者に提供した場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 規程第 15 条又は規程第 18 条第 1 項の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した規程第 19 条第 1 項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録されている事項と内容が同一であるものについては、規程第 19 条第 1 項の当該事項の記録を省略することができる。

(第三者提供に係る記録の保存期間)

第 10 条 規程第 19 条第 2 項の規程細則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ て、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 第 9 条第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人デ ータの提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間

(2) 第 9 条第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係 る個人データの提供を行った日から起算して 3 年を経過する日までの間

(3) 前 2 号以外の場合 3 年

(第三者提供を受ける際の確認)

第 11 条 規程第 20 条第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人 データを提供する第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 規程第 20 条第 1 項の規定による同項第 2 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人データ を提供する第三者から当該第三者による当該個人データの取得の経緯を示す契約書その他の 書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第三者から他の個人データの提供を受けるに際して既に前 2 項に規定する方法による確認(当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び 保存をしている場合におけるものに限る。)を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項 の内容と当該提供に係る規程第 20 条第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確

認を行う方法とする。

(第三者提供を受ける際の確認に係る記録の作成)

第12条 規程第20条第3項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

2 規程第20条第3項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供(規程第16条第1項の規定による提供を除く。以下この条において同じ。)を受けたとき、又は当該第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けることが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、本人に対する物品又は役務の提供に関連して第三者から当該本人に係る個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第1項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって規程第20条第3項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(第三者提供を受ける際の記録事項)

第12条の2 規程第20条第3項の規程細則で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

(1) 法第16条第2項に規定する個人情報取扱事業者(次号及び第4号において同じ。)から規程第16条第1項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイからホまでに掲げる事項

イ 個人データの提供を受けた年月日

ロ 規程第20条第1項各号に掲げる事項

ハ 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

ニ 当該個人データの項目

ホ 法第27条第4項の規定により公表されている旨

(2) 個人情報取扱事業者から規程第15条又は規程第18条第1項の規定による個人データの提供を受けた場合 次のイ及びロに掲げる事項

イ 規程第15条又は規程第18条第1項の本人の同意を得ている旨

ロ 前号ロからニまでに掲げる事項

(3) 法第 16 条第 7 項に規定する個人関連情報取扱事業者から法第 31 条第 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得した場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ 法第 31 条第 1 項第 1 号の本人の同意が得られている旨

ロ 規程第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる事項

ハ 第 1 号ハに掲げる事項

ニ 当該個人関連情報の項目

(4) 第三者（個人情報取扱事業者に該当する者を除く。）から個人データの提供を受けた場合 第 1 号ロからニまでに掲げる事項

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した規程第 20 条第 3 項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、規程第 20 条第 3 項の当該事項の記録を省略することができる。

（第三者提供を受ける際の記録の保存期間）

第 13 条 規程第 20 条第 4 項の規程細則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 第 12 条第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 1 年を経過する日までの間

(2) 第 12 条第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人データの提供を受けた日から起算して 3 年を経過する日までの間

(3) 前 2 号以外の場合 3 年

（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認）

第 13 条の 2 規程第 20 条の 2 第 1 項の規定による同項第 1 号に掲げる事項の確認を行う方法は、個人関連情報の提供を受ける第三者から申告を受ける方法その他の適切な方法とする。

2 規程第 20 条の 2 第 1 項の規定による同項第 2 号に掲げる事項の確認を行う方法は、同号の規定による情報の提供が行われていることを示す書面の提示を受ける方法その他の適切な方法とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、第三者に個人関連情報の提供を行うに際して既に前 2 項に規定する方法による確認（当該確認について次条に規定する方法による記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。）を行っている事項の確認を行う方法は、当該事項の内容

と当該提供に係る規程第 20 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項の内容が同一であることの確認を行う方法とする。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成)

第 13 条の 3 規程第 20 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する規程第 20 条第 3 項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

2 規程第 20 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する規程第 20 条第 3 項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3 前項の規定にかかわらず、規程第 20 条の 2 第 1 項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第 1 項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって規程第 20 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する規程第 20 条第 3 項の当該事項に関する記録に代えることができる。

(個人関連情報の第三者提供を行う際の記録事項)

第 13 条の 4 規程第 20 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する規程第 20 条第 3 項の規程細則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規程第 20 条の 2 第 1 項第 1 号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあつては、同項第 2 号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨
- (2) 個人関連情報を提供した年月日（前条第 2 項ただし書の規定により、規程第 20 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する規程第 20 条第 3 項の記録を一括して作成する場合にあつては、当該提供の期間の初日及び末日）
- (3) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (4) 当該個人関連情報の項目

2 前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した規程第 20 条の 2 第 3 項において読み替えて準用する規程第 20 条第 3 項の記録(当該記録を保存している場合におけるものに限る。)に記録された事項と内容が同一であるものについては、規程第 20 条の

2 第 3 項において読み替えて準用する規程第 20 条第 3 項の当該事項の記録を省略することができる。

(個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間)

第 13 条の 5 規程第 20 条の 2 第 3 項において準用する規程第 20 条第 4 項の規程細則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

- (1) 第 13 条の 3 第 3 項に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 1 年を経過する日までの間
- (2) 第 13 条の 3 第 2 項ただし書に規定する方法により記録を作成した場合 最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して 3 年を経過する日までの間
- (3) 前 2 号以外の場合 3 年

(保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項)

第 13 条の 6 規程第 21 条第 5 号の規程細則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 規程第 10 条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- (2) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

(本人が請求することができる開示の方法)

第 13 条の 7 規程第 23 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）の規程細則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他連盟の定める方法とする。

(第三者提供記録から除外されるもの)

第 13 条の 8 規程第 23 条第 5 項の規程細則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 当該記録の存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該記録の存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該記録の存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

- (4) 当該記録の存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(開示等の請求等方法)

第14条 規程第27条第1項の規程細則で定める方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 規程第27条第1項に規定する開示等の請求等を行う者（以下この条及び次条において同じ。）は、会長に対して、別紙2様式第6号による個人情報開示等請求（申出）書を提出するものとする。
- (2) 開示等の請求等を行う者が代理人である場合の委任状の様式は、別紙2様式第7号とする。

(本人等の確認)

第15条 規程第27条第2項の規程細則で定める本人又は同条第4項に規定する代理人であることの確認は、次のとおり行うものとする。

- (1) 本人が申請する場合

イ 次に掲げる書類のうちいずれか1点

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る。）、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書、国民健康保険被保険者証、年金手帳（基礎年金番号通知書）、児童扶養手当証書、共済組合員証（遠隔地被扶養者証、船員組合員証、船員被扶養者証、任意継続組合員証を含む。）、健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証、船員保険被保険者証、船員保険被扶養者証を含む。）、後期高齢者医療保険被保険者証等

ロ 写しの送付による開示等の請求等の場合、イに掲げる書類の写しのほか、開示等の請求等を行う者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

ハ 婚姻等により、開示等の請求等を行った時の氏名が請求等の内容の氏名と異なる場合、旧姓等が確認できる書類

ニ イからハまでに定める書類を保持していない等やむを得ない場合、会長が認めた書類

- (2) 本人が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人が申請する場合

イ 代理人本人であることの確認

第1号に掲げる書類

ロ 規程第2条第4号に規定する本人が未成年者又は成年被後見人であること及び開示等の請求等を行う者が当該本人の親権者若しくは未成年後見人又は成年後見人であることの確認

次に掲げる書類のうち少なくとも一以上の書類（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出又は提示

- ① 戸籍謄本又は戸籍抄本
- ② 住民票の写し
- ③ 登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）による。）
- ④ 家庭裁判所の証明書
- ⑤ その他法定代理関係を確認し得る書類

(3) 開示等の請求等をするにつき本人から委任を受けた代理人が申請する場合

イ 代理人本人であることの確認 第1号に掲げる書類

ロ 開示等の請求等を行う者が規程第2条第4号に規定する本人が委任した代理人であることの確認 前条第2号による本人の署名及び押印が付された委任状（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）及び当該委任状に押印された印の印鑑登録証明書（開示等の請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。）

（開示等の請求等に対する決定等通知）

第16条 規程第28条第1項の規程細則で定める方法は、次の各号のとおりとする。

- (1) 規程第22条第1項の規定による本人からの求めに対し、利用目的を通知する場合は、別紙2様式第8号による個人情報利用目的通知書により行うものとする。
- (2) 規程第23条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）、規程第24条第1項又は規程第25条第1項、第3項若しくは第5項の規定による請求（以下次号及び第4号において「開示等請求」という。）に対し、全部について開示等の決定を行う場合は、別紙2様式第9号による個人情報開示等決定通知書により行うものとする。
- (3) 開示等請求に対し、一部について開示等の決定を行う場合は、別紙2様式第10号による個人情報部分開示等決定通知書により行うものとする。
- (4) 開示等請求に対し、全部について開示等しない決定を行う場合は、別紙2様式第11号による個人情報非開示等決定通知書により行うものとする。
- (5) 規程第23条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による請求に対

し、当該請求に係る保有個人データが存在しない場合は、別紙 2 様式第 12 号による個人情報不存在決定通知書により行うものとする。

2 規程第 28 条第 2 項の規程細則で定める方法は、別紙 2 様式第 13 号による個人情報開示等決定延期通知書により行うものとする。

(問合せ窓口)

第 17 条 規程第 27 条の規定による開示等の請求等及び規程第 31 条の規定による苦情の申出に係る問合せ窓口は、連盟事務局（電話番号 054-285-5060）とする。

(手数料)

第 18 条 規程第 29 条第 2 項の規程細則で定める手数料の額は次のとおりとする。

(1) 写しの作成に要する費用 実費額

(2) 送付に要する費用 実費額

(仮名加工情報の作成の方法に関する基準)

第 19 条 規程第 32 条第 1 項の規程細則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(3) 個人情報に含まれる不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある記述等を削除すること（当該記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(削除情報等に係る安全管理措置の基準)

第 19 条の 2 規程第 32 条第 2 項の規程細則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 規程第 32 条第 2 項に規定する削除情報等（同条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報にあつては、その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2) 削除情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って削除情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図る

ために必要な措置を講ずること。

- (3) 削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(匿名加工情報の作成の方法に関する基準)

第 20 条 規程第 34 条第 1 項の規程細則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (2) 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (3) 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に連盟において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- (4) 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

(加工方法等情報に係る安全管理措置の基準)

第 21 条 規程第 34 条第 2 項の規程細則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに規程第 34 条第 1 項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 加工方法等情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って加工方法等情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 加工方法等情報を取り扱う正当な権限を有しない者による加工方法等情報の取扱いを

防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(匿名加工情報の作成時における公表)

第22条 規程第34条第3項の規定による公表は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、連盟ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

(匿名加工情報の第三者提供時における公表等)

第23条 規程第34条第4項の規定による公表は、連盟ホームページへの掲載その他の適切な方法により行うものとする。

2 規程第34条第4項の規定による明示は、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

第24条 前条第1項の規定は、規程第35条の規定による公表について準用する。

2 前条第2項の規定は、規程第35条の規定による明示について準用する。

(補則)

第25条 この細則に定めるもののほか、連盟における個人情報の保護に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この細則は、令和4年10月31日から施行する。

別紙 1 (規程細則第 5 条関係)

静岡県市町村職員年金者連盟（以下「連盟」という。）が行う福利厚生事業を実施するに当たり、年金受給者等から取得した個人情報の利用目的は以下のとおりとする。

	連盟の内部利用に係る事例	他の個人情報取扱事業者等への情報提供を伴う事例	保有個人データの内容
連盟加入・脱退等に関する事務	加入者の異動管理、年金者連盟加入者証の発行	加入者、脱退者及び死亡による脱退者に関する情報を各支部に提供	支部名、部会名、年金証書記号番号、住所、氏名、生年月日、電話番号、連盟加入年月日、連盟脱退年月日
連盟会費の徴収に関する事務	○年金から控除をしたあと、共済組合から情報の提供がある ○支部ごとの調停額の計算	年金からの控除を依頼するため、共済組合に情報を提供	年金種別、年金証書記号番号、住所、氏名、性別、生年月日、続柄、電話番号、連盟加入年月、連盟会費、退職時所属所コード、支部コード
交付金の交付に関する事務	送金先一覧表の作成	支部交付金の送金に伴う、送金委託金融機関への必要な情報の提供	金融機関名、支店名、口座番号、氏名
広報誌の配布に関する事務	会員のラベル作成	会員への広報誌の配布に必要な情報の委託先への提供	住所、氏名、年金証書記号番号
会員の慶祝品の贈呈に関する事務	該当者の一覧表を作成	該当者への記念品の贈呈に必要な情報を委託先へ提供	住所、氏名、生年月日、電話番号、年金証書記号番号
会員の弔慰金の支給に関する事務		弔慰金の送金に伴う、送金委託金融機関への必要な情報の提供	住所、氏名、生年月日、年金証書記号番号、遺族の情報（住所・氏名・続柄）
宿泊施設利用の助成に関する事務	利用者に発行するために、助成券の作成及び発行		支部名、部会名、氏名

事 態 報 告 書

静岡県市町村職員年金者連盟会長 様

年 月 日

個人情報保護管理者

静岡県市町村職員年金者連盟個人情報保護規程第14条第3項の規定により、下記の事態について報告
します。

記

事態発生日時	場所
原因及び状況	
措 置 事 項	
業務への影響	
そ の 他	

別紙2様式第2号（規程細則第8条の3関係）

受付日	年 月 日
受付番号	

報 告 書

個人情報の保護に関する法律第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

静岡県市町村職員年金者連盟
住所

1. 報告種別（該当する□に印をつけること。）
新規又は続報の別:□ 新規 □ 続報 前回報告： 年 月 日
速報又は確報の別:□ 速報 □ 確報

2. 報告をする個人情報取扱事業者（以下「報告者」という。）の概要

報告者の氏名又は名称	(フリガナ) シズマケンシヨウリョウシヨクインネンキンシャレンメイ 静岡県市町村職員年金者連盟												
法人番号（13桁）													
業種・業種番号													
報告者の住所又は居所	都道 府県						市区 町村						
代表者の氏名 (報告者が法人等の場合に限る。)	(フリガナ)												
事務連絡者の氏名	(フリガナ)												
	所属部署						電話 () E-mail						

3. 報告事項
(1) 事態の概要（該当する□に印をつけること。）
発生日： 年 月 日
発覚日： 年 月 日
発生事案：□ 漏えい □ 漏えいのおそれ □ 滅失
□ 滅失のおそれ □ 毀損
□ 毀損のおそれ
発見者： □ 自社／委託先 □ 取引先 □ 顧客／会員
□ カード会社／決済代行会社 □ その他 ()
規則第 7 条各号該当性： □ 第 1 号（要配慮個人情報）
□ 第 2 号（財産的被害）
□ 第 3 号（不正の目的）
□ 第 4 号（千人超）
□ 非該当（上記に該当しない場合の報告）

報告者に個人データの取扱いを委託した者（委託元）の有無：

☐有（名称：）
（住所：）
（電話：）

☐無

報告者から個人データの取扱いの委託を受けた者（委託先）の有無：

☐有（名称：）
（住所：）
（電話：）

☐無

事実経過：

概要：

発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：

外部機関による調査の実施状況（規則第7条第3号に該当する場合のみ記載）：

☐ 実施済（実施中）【依頼日： 年 月 日】
☐ 実施予定 【依頼予定日： 年 月 日】
☐ 検討中
☐ 予定なし
（詳細：）

（2）漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目（該当する□に印を付けること。）

媒体：☐ 紙 ☐ 電子媒体 ☐ その他（ ）
種類：☐ 顧客情報 ☐ 従業員情報 ☐ その他（ ）
項目：☐ 氏名 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☐ 住所
☐ 電話番号 ☐ メールアドレス
☐ クレジットカード情報 ☐ パスワード
☐ その他（ ）

（3）漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数（ ）人 うち
クレジットカード情報含む（ ）人

（4）発生原因（該当する□に印を付けること。）

主体：☐ 報告者 ☐ 委託先 ☐ 不明

原因：☐ 不正アクセス

（攻撃箇所：（ ））

（攻撃手法：（ ））

☐ 誤交付 ☐ 誤送付（メール含む。）
☐ 誤廃棄 ☐ 紛失 ☐ 盗難
☐ 従業員不正 ☐ その他（ ）

詳細：

（5）二次被害又はそのおそれの有無及びその内容（該当する□に印を付けること。）

有無：☐ 有 ☐ 無 ☐ 不明

詳細：

(6) 本人への対応の実施状況（該当する□に印を付けること。）

本人への対応（通知を含む。）：□ 対応済（対応中）

□ 対応予定 □ 予定なし

詳細（予定なしの場合は理由を記載）：

(7) 公表の実施状況（該当する□に印を付けること。）

事案の公表：□ 実施済 【公表日： 年 月 日】

□ 実施予定 【公表予定日： 年 月 日】

□ 検討中

□ 予定なし

公表の方法：□ ホームページに掲載 □ 記者会見

□ 報道機関等への資料配布 □ その他（ ）

公表文：

(8) 再発防止のための措置

実施済の措置：

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定時期：

(9) その他参考となる事項：

記載要領

1. 最上段の受付日及び受付番号の欄には記載しないこと。
2. 続報として提出の際には、前回報告から記載を変更した箇所に下線を引くこと。
3. 2. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に同条第 5 項に規定する「個人番号」を記載しないこと。
4. 2. の「業種」・「業種番号」（4 桁）は、日本標準産業分類から記載すること。
5. 2. の「事務連絡者の氏名」の「電話」には、代表電話番号ではなく、当該事務連絡者の直通電話番号を記載すること。
6. 2. の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。
7. 3. （7）の「公表文」には、公表を予定している場合、公表予定の文案を記載又は添付すること。
8. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別紙 2 様式第 3 号（規程細則第 8 条の 5 関係）

届出日	年 月 日
届出番号	

届出書

（個人情報の保護に関する法律（第 27 条第 2 項・第 27 条第 3 項）・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号）附則第 2 条・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）附則第 7 条第 3 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

静岡県市町村職員年金者連盟
住所

1. 届出をする個人情報取扱事業者（以下「届出者」という。）の概要

新規又は変更の別	1.新規 2.変更（元の届出番号： ）
個人又は法人等の別	1.個人 2.法人等
届出者の氏名 又は名称	（フリガナ） シズマケンシヨウリョウシヨクインネンキンシャレンメイ 静岡県市町村職員年金者連盟
法人番号（13 桁）	
届出者の住所 又は居所	都道 市区 府県 町村 電話 （ ）
届出者の屋号	（フリガナ）
届出者のホームペー ジアドレス	
代表者の氏名 （届出者が法人等の 場合に限る。）	（フリガナ）
事務連絡者の氏名 （代表者と同じ場合 には記載は省略可）	（フリガナ） 電話 （ ） E-mail

2. 届出項目

- （1）☐ 本人の求めに応じて本届出書に係る当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

（☐に印を付けること。）

- （2）第三者への提供を利用目的としていること。

--

- （3）第三者に提供される個人データの取得の方法

--

別紙 2 様式第 4 号（規程細則第 8 条の 5 関係）

届出日	年 月 日
届出番号	

個人データの提供をやめた旨の届出書

個人情報の保護に関する法律（第 27 条第 3 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

個人情報保護委員会 殿

静岡県市町村職員年金者連盟
住所

1. 届出をする個人情報取扱事業者（以下「届出者」という。）の概要

元の届出番号												
個人又は法人等の別	1.個人						2.法人等					
届出者の氏名 又は名称	(フリガナ) シズカケンシヨウクンシヨクインネンキンシャレンメイ 静岡県市町村職員年金者連盟											
法人番号（13 桁）												
届出者の住所 又は居所	都道 府県						市区 町村					
	電話 ()											
届出者の屋号	(フリガナ)											
届出者のホームページアドレス												
代表者の氏名 (届出者が法人等の 場合に限る。)	(フリガナ)											
事務連絡者の氏名 (代表者と同じ場合 には記載は省略可)	(フリガナ)											
	電話 () E-mail											

2. 個人データの第三者への提供をやめた理由

--

3. 個人データの第三者への提供をやめた日

【 年 月 日】

4. 個人情報保護委員会による公表に関する希望（いずれかの□に印を付けること。）

☐ 希望なし

☐ 次の理由により、【 年 月 日】以後の公表を希望
(公表日を指定する理由：)

5. 添付書類（□に印を付けること。）

☐ 委任状（代理人により届出を行う場合に限る。）

記載要領

1. 最上段の届出日及び届出番号の欄には記載しないこと。
2. 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。
3. 1. の「法人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する「法人番号」を指す。なお、法人番号を記載する欄に、同条第 5 項に規定する「個人番号」を記載しないこと。
4. 1. の「法人等」には、法人格を有しない団体等も含まれる。
5. 届出日は、本届出書が個人情報保護委員会に到達した日を指す。
6. 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

委 任 状

代理人所在地又は住所

代理人名称又は氏名

代理人連絡先（部署名）

上記の者を代理人とし、（個人情報の保護に関する法律（第27条第2項・第27条第3項）・個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）附則第2条・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第7条第3項）の規定による届出手続に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者所在地又は住所

委任者名称又は氏名

委任者連絡先（部署名）

個人情報開示等請求（申出）書

年 月 日

静岡県市町村職員年金者連盟会長 様

【請求等を行う者（☐本人 ☐代理人）】

(フリガナ)
氏名
(フリガナ)
住所
電話番号
年金証書番号等

【本人の氏名・住所等（代理人による請求等の場合に記入）】

(フリガナ)
氏 名
(フリガナ)
住 所
電話番号
年金証書番号等

静岡県市町村職員年金者連盟個人情報保護規程第 27 条の規定に基づき、下記のとおり請求等を行います。

記

1. 個人情報記録の件名又は内容
2. 請求等の内容 (1) ☐ 利用目的の通知 (2) ☐ 開示（ ☐ 閲覧 ☐ 写しの手交 ☐ 写しの送付 ☐ 電磁的記録の提供） (3) ☐ 訂正 ☐ 追加 ☐ 削除 (4) ☐ 利用の停止 ☐ 消去 (5) ☐ 第三者への提供停止
3. 訂正等・利用の停止等・第三者への提供停止の請求の理由
(注) 1. 該当する ☐ 欄をチェックしてください。 2. 「年金証書番号等」欄には、本人の年金証書番号がある場合に記載してください。 3. 請求等の対象となる個人情報の名称又は内容については、できるだけ具体的に記入してください。 4. 請求等される方は、次の書類を提出又は提示してください。 (1) 本人の請求等の場合 本人であることが分かる書類 (2) 代理人の請求等の場合 ア 代理人本人であることが分かる書類 イ 委任状

委 任 状

年 月 日

静岡県市町村職員年金者連盟会長 様

【委任者（本人）】
(フリガナ)
氏 名
(フリガナ)
住 所
電話番号

印

【受任者】
(フリガナ)
氏 名
(フリガナ)
住 所
電話番号

私は、(受任者氏名) を代理人と定め、静岡県市町村職員年金者連盟個人情報保護規程第 22 条第 1 項の規定による求め又は第 23 条第 1 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）、第 24 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項、第 3 項若しくは第 5 項の規定による請求に関する権限を委任します。

静年連 第 号
年 月 日

個人情報の利用目的通知書

様

静岡県市町村職員年金者連盟会長

年 月 日に申出のありました個人情報の利用目的については、次のとおりですので、
静岡県市町村職員年金者連盟個人情報保護規程第28条第1項の規定により通知します。

記

1. 個人情報記録の件名
2. 利用目的

(問合せ先) 静岡県市町村職員年金者連盟 電話番号054-285-5060
--

静年連 第 号
年 月 日

個人情報開示等決定通知書

様

静岡県市町村職員年金者連盟会長

年 月 日に請求のありました個人情報の開示等については、次のとおり請求に応じることとしましたので、静岡県市町村職員年金者連盟個人情報保護規程第28条第1項の規定により通知します。

記

1. 個人情報記録の件名
2. 決定の内容 (1) ☐ 開示 (☐ 閲覧 ☐ 写しの手交 ☐ 写しの送付 ☐ 電磁的記録の提供) (2) ☐ 訂正 ☐ 追加 ☐ 削除 (3) ☐ 利用の停止 ☐ 消去 (4) ☐ 第三者への提供停止
3. 開示の場合の実施方法・日時等 (1) 実施方法 ☐ 閲覧 ☐ 写しの手交 ☐ 写しの送付 ☐ 電磁的記録の提供 (2) 開示の日時等 日時 年 月 日 時 分 場所 静岡県市町村職員年金者連盟
(注) 1. 閲覧及び写しの手交の方法で開示する際、本人であることを確認させていただきますので、お越しの際は、この通知書を必ず持参してください。 2. 指定された日時が都合の悪い場合、その他不明な点がある場合には、下記まで御連絡願います。

(問合せ先) 静岡県市町村職員年金者連盟 電話番号054-285-5060

静年連 第 号
年 月 日

個人情報部分開示等決定通知書

様

静岡県市町村職員年金者連盟会長

年 月 日に請求のありました個人情報の開示等については、次のとおり請求の一部について応じることとしましたので、静岡県市町村職員年金者連盟個人情報保護規程第28条第1項の規定により通知します。

記

1. 個人情報記録の件名
2. 請求の内容 (1) ☐ 開示 (☐ 閲覧 ☐ 写しの手交 ☐ 写しの送付 ☐ 電磁的記録の提供) (2) ☐ 訂正 ☐ 追加 ☐ 削除 (3) ☐ 利用の停止 ☐ 消去 (4) ☐ 第三者への提供停止
3. 決定の内容
4. 開示の場合の実施方法・日時等 (1) 実施方法 ☐ 閲覧 ☐ 写しの手交 ☐ 写しの送付 ☐ 電磁的記録の提供 (2) 開示の日時等 日時 年 月 日 時 分 場所 静岡県市町村職員年金者連盟
5. 請求の一部について応じない理由
(注) 1 閲覧及び写しの手交の方法で開示する際に本人であることを確認させていただきますので、お越しの際は、この通知を必ず持参してください。 2 指定された日時が都合の悪い場合、その他不明な点がある場合には、下記まで御連絡願います。
(問合せ先) 静岡県市町村職員年金者連盟 電話番号054-285-5060

静年連 第 号
年 月 日

個人情報非開示等決定通知書

様

静岡県市町村職員年金者連盟会長

年 月 日に請求等のありました個人情報の開示等については、次のとおり請求等に応じないこととしましたので、静岡県市町村職員年金者連盟個人情報保護規程第28条第1項の規定により通知します。

記

1. 個人情報記録の件名
2. 請求等の内容 (1) ☐ 利用目的の通知 (2) ☐ 開示 (☐ 閲覧 ☐ 写しの手交 ☐ 写しの送付 ☐ 電磁的記録の提供) (3) ☐ 訂正 ☐ 追加 ☐ 削除 (4) ☐ 利用の停止 ☐ 消去 (5) ☐ 第三者への提供停止
3. 請求等に応じない理由
(注) この通知内容に不明な点がある場合には下記へ御連絡願います。

(問合せ先) 静岡県市町村職員年金者連盟 電話番号054-285-5060

静年連 第 号
年 月 日

個人情報不存在決定通知書

様

静岡県市町村職員年金者連盟会長

年 月 日に請求のありました下記個人情報については存在しませんので通知します。

記

1. 個人情報記録の件名
2. 不存在の理由
(注) この通知内容に不明な点がある場合には、下記まで御連絡願います。

(問合せ先) 静岡県市町村職員年金者連盟 電話番号054-285-5060

静年連 第 号
年 月 日

個人情報開示等決定延期通知書

様

静岡県市町村職員年金者連盟会長

年 月 日に請求のありました個人情報の開示等については、次のとおり請求の諾否の決定を延期しましたので、静岡県市町村職員年金者連盟個人情報保護規程第28条第2項により通知します。
なお、年 月 日までに決定を行い、速やかに通知します。

記

1. 個人情報記録の件名
2. 請求の内容 (1) ☐ 利用目的の通知 (2) ☐ 開示 (☐ 閲覧 ☐ 写しの手交 ☐ 写しの送付 ☐ 電磁的記録の提供) (3) ☐ 訂正 ☐ 追加 ☐ 削除 (4) ☐ 利用の停止 ☐ 消去 (5) ☐ 第三者への提供停止
3. 決定延期の理由
(注) この通知内容に不明な点がある場合には、下記まで御連絡願います。

(問合せ先) 静岡県市町村職員年金者連盟 電話番号054-285-5060
